

商 品 概 要 説 明 書

2019年10月1日現在

投資信託は、ファンドごとに商品内容が異なりますので、お申込みにあたっては「交付目論見書」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

商品名	とりぎん積立投信
販売対象	個人のお客さまに限定させていただきます（個人事業主を含む。ただし振替指定口座は事業資金を預け入れている口座ではないこととします）。
積立期間	積立期間の定めはありません。
申込方法	<p>当行取り扱いのファンドは窓口にてご確認ください。なお、お預け入れについては、「<u>特定口座</u>」、「<u>一般口座</u>」、「<u>NISA口座</u>」、「<u>ジュニアNISA口座</u>」のいずれかをご選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込受付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回振替指定日の5営業日前までにお申込ください（5営業日未満の場合、初回振替が翌月からとなります）。 ・ 申込単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000円以上1,000円単位 ・ 振替指定日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 振替指定日は毎月10日、20日、末日の中からご希望の日（振替指定日が銀行休業日の場合は前営業日となります）をお選びください。 ・ 積立方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定預金口座から毎月指定された金額を振替指定日に引き落とし、振替指定日の翌営業日に指定の投資信託を自動的に買付します。 海外市場の休場等により、翌営業日以降の買付となる場合があります。 年2回までご希望の月に一定金額ずつ増額できます。 毎月の引落金額から申込手数料等を控除した金額で購入します。
受渡方法	投資信託受益権振替決済口座は当行で管理します。
積立契約の解約および保有ファンドの解約方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>積立契約の解約</u> 指定預金口座からの引落しによるファンドの買付を中止します。今まで本サービスにより購入したファンド残高はそのまま投資信託受益権振替決済口座として管理します。 次回振替指定日の5営業日前までにお申し出ください。 ・ <u>保有ファンドの解約方法（残高のお引き出し）</u> 各ファンド所定の方法で解約できます。毎月の引き落としは継続されます。毎月の引き落としも中止する場合は、上記（積立契約の解約）によりお申し出ください。
手数料	<p>当行取り扱いファンドにおける手数料および料率はファンドごとに異なりますので、各ファンドの「交付目論見書」および「目論見書補完書面」にてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最大3.3%（消費税込み）</u> 毎月、購入の都度かかる手数料です。申込金額に各ファンドごと決められた料率で算出します。 ・ 解約手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・ ありません。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託財産留保額 ・ 信託報酬 ・ その他費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最大0.5%</u> (信託財産留保額不要のファンドもあります。) 株式等の売却費用としてファンドに残すものです。 ・ <u>純資産総額に対して最大 年率2.42%(消費税込み)</u> ファンドの運用や管理の対価として、信託期間中にかかる費用です。各ファンドごと決められた料率で算出し、信託財産から差し引かれます。 ・ 監査報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用 等
<p>課税方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配金(普通分配金)に対して、源泉徴収されます。 <p>個人の方は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の課税対象となります。</p> <p>※上記の国税には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。2013年1月1日から2037年12月31日までは復興特別所得税が課税され、国税15.315%を源泉徴収いたします。</p> <p>解約または償還に関する譲渡益に対しては、申告分離課税となります。</p>
<p>重要事項について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ②投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ③元本が保証されている商品ではありません。 ④投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。 ⑤A. 「主な投資対象が国内の株式(債券)であるファンドの場合」 組入れた株式(債券)の価格の下落、およびそれら株式(債券)の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 B. 「主な投資対象が株式・債券にわたり、かつ国内・海外の資産に投資するファンドの場合」 組入れた株式(債券)の価格の下落、およびそれら発行者の信用状況の悪化、また為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 <p>※各ファンドごとにリスクは異なりますので、詳細は「交付目論見書」をご覧ください。</p>

<p>その他参考となる事項</p>	<p>①当行取り扱いのファンドでは、マル優のお取り扱いはできません。</p> <p>②指定預金口座の残高が、振替指定日の当行所定時間において振替金額に満たないときは、その月の引き落としおよび購入は行いません。</p> <p>③<u>一旦成立した取引は、取り消すことができません(いわゆる「クーリングオフ」)の適用はありません。</u></p> <p>④通帳・証書はなく、取引報告書、取引残高報告書等を郵送します(取引や残高などをご確認ください)。</p> <p>⑤決算ごとに運用報告書を郵送します。</p> <p>⑥解約等によりファンドの受益権総口数が一定の口数を下回った場合は、信託期間の途中で信託を終了することがあります。</p>
<p>当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005</p>
<p>認定投資者保護団体</p>	<p>当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。</p>

<p>商号等 : 株式会社鳥取銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号 加入協会 : 日本証券業協会</p>
--